

選挙の種類

私たちの身の回りには、様々な問題があり、それを解決していくために、いろいろな種類の代表者を選んでいます。

代表者が変われば、私たちの生活にも変化があります。また、私たちが政治に対して抱くイメージも大きく変わるものです。どんな代表者を選べばいいのか…、じっくりと検討する必要がありそうです。

衆議院議員総選挙

国民の意思や世論を強く反映

国会の衆議院議員を一斉に改選する国政選挙です。定数は465人。任期は4年、任期途中での解散もあるため、国民の意見を素早く国の政治に反映することができます。

立候補できるのは満25歳以上です。

参議院議員通常選挙

参議院は「良識の府」

国会の参議院議員の半数を改選する国政選挙です。定数は248人。任期は6年ですが、3年ごとに半数が改選されます。

衆議院と違い、任期中に解散がないので、じっくりと長期的な視点から審議することが可能です。

立候補できるのは満30歳以上です。

地方議会議員選挙

身近な問題に取り組む

都道府県議会の議員や市町村議会の議員を選ぶ選挙です。選ばれた人は、地域の暮らしや身近な問題に取り組む代表者となります。

立候補できるのは満25歳以上。任期は4年です。

定数はそれぞれの地方公共団体の条例で定められています。

知事・市町村長選挙

地方を代表して地域発展に尽力

知事や市町村長は、議員から選出されるのではなく、選挙によって住民が選びます。

立候補できるのは知事が満30歳以上、市町村長は満25歳以上です。任期は4年です。



それぞれの選挙の任期や定数は、
どうなっているんだろう？

選挙の種類		任期	定数	被選挙権
国の選挙	衆議院議員総選挙	小選挙区選出	4年 (任期途中で解散あり)	289人 (鳥取県2人) 176人 (中国ブロック10人)
		比例代表選出		満25歳以上
参議院議員通常選挙		選挙区選出	6年 (3年ごとに半数改選)	148人(※)
		比例代表選出		満30歳以上 100人
地方の選挙	都道府県の選挙	都道府県知事選挙	4年	1人
		都道府県議会議員選挙	4年	各都道府県において定める。 (鳥取県35人)
	市町村の選挙	市町村長選挙	4年	1人
		市町村議会議員選挙	4年	各市町村において定める。

※平成28年の選挙から鳥取県及び島根県で2人

ごうく (参議院議員選挙)

かくさ 一票の較差(格差)という言葉を知っていますか? 各選挙区によって、議員1人あたりの人口が違います。つまり一票に対する重みがそれなりに違うのです。この一票の較差(格差)を是正するために、公職選挙法が改正されて、参議院選挙区選出議員の選挙については鳥取県と島根県を通じて定数2人となりました。(平成28年の選挙から適用)

